

愛媛生協病院 医師臨床研修規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、愛媛生協病院（以下、当院という）を基幹型病院とする2年間の「愛媛生協病院総合基礎研修プログラム（以下、「研修プログラム」という）」で、医学部卒業後の医師免許取得者に対して行う初期臨床研修（以下、研修という）の推進を図ることを目的とする。

第2条 医師臨床研修の目的

研修は、幅広い基本的臨床能力を身につけ、医師としての人格を涵養することを目的とする。基本的臨床能力とは、知識・技術・態度・情報収集力・総合判断能力をいう。

第2章 研修医の募集・採用

第3条 研修医の募集

当院は募集要項、研修プログラムを当院のホームページへの掲載、医療研修推進財団発行の「臨床研修病院ガイドブック」および各種説明会等で公開し、全国から研修医を募集する。

第4条 出願手続

研修医を志願する者は、履歴書、卒業見込書、成績証明書を添えて当院に提出する。

第5条 研修医の選考

研修医の選考は、研修管理委員長（以下、委員長という）、プログラム責任者、愛媛医療生活協同組合理事長、愛媛医療生活協同組合組合員代表、愛媛生協病院総看護師長による書類選考、病院実習、面接、小論文により実施し、面接評価表を用いて総合的に評価する。

第6条 研修マッチングによる採用

医師臨床研修マッチング協議会に参加登録し、その参加条件および組み合わせ決定に従い、研修医を採用する。

第7条 採用手続

採用が内定した場合は、愛媛医療生活協同組合は研修条件について内定者と「研修仮契約書」を締結する。また、医師国家試験合格者発表後、採用決定者と「研修契約書」を締結する。研修医は、採用に際して医師免許証の写し等の必要書類を当院に提出する。

第8条 採用取消

採用内定後、医師国家試験が不合格となった場合は、採用を取り消す。

第9条 研修制限

研修医は、医籍登録が確認されるまでの間は診療に従事してはならない。

第3章 研修医の資格・身分・健康管理

第10条 研修医の資格・身分

1. 研修を行うことができる者は、医師法の規程による医師の免許を取得した者とする。
2. 研修医の身分は、愛媛医療生活協同組合の常勤職員とする。
3. 協力型臨床研修病院および協力施設（以下、協力施設という）における研修中

は、出向扱いとし、医療法上の所属は当院とする。

4. 研修医の勤務は、愛媛医療生活協同組合の定款による。

第 11 条 研修医の健康管理

別に定める「愛媛生協病院 研修医の健康管理に関する申し合わせ」に記載する。

第 4 章 研修体制

第 12 条 研修施設

研修医は、当院および協力施設において研修を行う。協力施設は、「研修プログラム」に記載する。

第 13 条 研修医の所属

研修医は、臨床研修センターに所属し、「研修プログラム」に則り研修する。

第 14 条 研修医の業務

1. 研修医は、指導医の下で、担当医として診療を行う。また、診療科以外の部署では、各部署の指導責任者の下で研修する。
2. 研修医は、オリエンテーション、「研修プログラム」に定める症例検討会等に出席しなければならない。
3. 研修医は、当院および協力施設の医療安全管理体制に従い、患者に対して責任を持って事故の発生を未然に防ぐとともに、事故発生時には速やかに所定の手続きを取らなければならない。
4. 研修期間中のアルバイト診療は禁止する。

第 15 条 オリエンテーション

研修開始に当たってはオリエンテーションを実施し、研修医として必要な知識の習得を図る。オリエンテーションの詳細は、「愛媛生協病院 研修初期オリエンテーションに関する申し合わせ」に記載する。

第 16 条 研修方法

研修医は、研修期間中に内科・救急部門・地域医療を必修科目、外科・小児科・産婦人科・精神科・整形外科を選択必修科目として研修する。麻酔科・松山市保健所・その他研修プログラムに定める研修科は選択科目とする。各研修科の研修期間は、「研修プログラム」に定める。

また、プログラム責任者が、各研修医のローテーション計画の作成および調整を行い、研修管理委員会にて確認する。

第 17 条 研修プログラム

1. 研修プログラムには、研修医が研修修了までに到達すべき研修目標を掲げる。
2. 研修プログラムには、必修とするコア・ローテーションと、各研修科の特色が出せるよう一定程度の多様性を持たせる。また、研修医の希望に応じて、選択できるように配慮する。
3. 研修プログラムの作成・改善および全体的な管理は、研修管理委員会（以下、委員会という）において統括する。
4. 研修プログラムは、医学の進歩、卒前教育の充実、医療環境の変化、社会の要請等に伴い適宜見直すとともに、研修の質の向上を図るため恒常的に評価を行う。

第 5 章 管理体制

第 18 条 研修管理委員会

「研修プログラム」を統括し、円滑に実施するために委員会を設置する。詳

細は、別に定める「愛媛生協病院 研修管理委員会規程」に記載する。

第 19 条 研修管理責任者

1. 研修管理責任者として、愛媛生協病院長を以って研修管理委員会委員長にあて
る。
2. 研修管理責任者は、以下の業務を行う。
 - ①研修管理委員会の招集と運営
 - ②研修医の修了認定等の決定

第 20 条 プログラム責任者

1. プログラム責任者は、臨床経験 10 年以上の研修医教育に関心と深い情熱を有す
る者の中から院長が任命する。
2. プログラム責任者は、厚生労働省が示す「医師の臨床研修に係る指導医講習会」
および医療研修推進財団主催の「プログラム責任者養成講習会」を受講し、修
了していることを要件とする。
3. プログラム責任者は、以下の業務を行う。
 - ①研修プログラムの企画立案および実施管理
 - ②研修医への助言・指導・援助が円滑に行われるための研修指導体制の充実
 - ③院内医師研修委員会・指導医会の招集と研修の進捗管理、研修医評価
 - ④研修の評価、研修医評価を研修管理委員会へ報告

第 21 条 研修実施責任者

1. 協力施設に研修実施責任者を置き、当該施設における臨床研修の実施を管理す
る。
2. 協力医療機関にあつては、日常の臨床業務に従事する臨床経験 7 年以上の医師
で、プライマリ・ケアを中心とした指導を行いうる十分な臨床経験と高い指導
技能を有し、厚生労働省認定の「指導医講習会」を受講し、修了していること
を要件とする。
3. 愛媛生協病院長が任命する。
4. 研修実施責任者は以下の業務を行う。
 - ①研修医の研修目標の達成状況に即した日常診療やカンファレンスを通じた指
導
 - ②当該科の研修プログラムの作成と研修ローテーションの調整
 - ③研修管理委員会への参加および研修医評価
 - ④E BMに関する研修・セミナーへの積極的参加

第 22 条 指導医会

研修到達の確認と研修に関する課題を明確化することを目的に指導医会を設置
する。詳細は、別に定める「愛媛生協病院 指導医会規程」に記載する。

第 23 条 院内医師研修委員会

愛媛生協病院内に各部署および担当する愛媛医療生協支部での研修医評価を持
ち寄り、研修到達の確認と研修に関する課題を明確化することを目的に院内研修委
員会を設置する。詳細は、別に定める「愛媛生協病院 院内医師研修委員会規程」
に記載する。

第 6 章 指導体制

第 24 条 指導医

1. 院内の全科に指導医を置く。指導医は、当該科の研修の管理に当たる。
2. 指導医は、日常の臨床業務に従事する臨床経験 7 年以上の医師で、プライマリ・

ケアを中心とした指導を行いうる十分な臨床経験と高い指導技能を有し、厚生労働省が示す「医師の臨床研修に係る指導医講習会」を受講し、修了していることを要件とする。

3. 愛媛生協病院長が任命する。
4. 指導医は以下の業務を行う。
 - ①研修医の研修目標の達成状況に即した日常診療やカンファレンスを通じた指導
 - ②当該科の研修プログラムの作成と評価
 - ③指導医会（科代表）や研修管理委員会（科代表）への参加および研修医評価
 - ④EBMに関する研修・セミナーへの積極的参加

第25条 上級医

1. 院内の臨床経験7年未満の医師、または7年以上であって、厚生労働省認定の「指導医講習会」未受講の医師を上級医として配置する。
2. 上級医は以下の業務を行う。
 - ①研修医の日常診療に関する相談・支援
 - ②院内医師研修委員会へのオブザーバー参加および研修医評価

第26条 指導者

1. 院内の研修関連部署（病棟・外来看護部、薬局、検査室、放射線室、医事課、地域事業課、愛媛医療生活協同組合担当支部等）に指導者を置く。
2. 愛媛生協病院長が任命する。
3. 指導者は以下の業務を行う。
 - ①各部署での研修医への助言・指導・援助
 - ②院内医師研修委員会への参加および研修医評価

第7章 研修評価

第27条 研修医評価

1. 研修医の知識・技能・態度の臨床研修目標に対する達成度を測定するため、評価を行う。
2. 評価は診療技術面のみならず、チーム医療や患者とのコミュニケーションの面も含め、多面的に行う。
3. 評価は、指導医・指導者等による日常的な観察を通じての評価および研修医の自己評価並びに症例レポート等の評価、その他による。

第28条 研修医の評価方法

1. 指導医は、各研修修了時に、EPOC（オンライン卒後臨床研修評価システム）の評価表に沿って研修医の自己評価を参照し指導医として評価を行う。評価表は当院において管理し、プログラム責任者に評価結果を報告する。
2. 指導医は、評価結果を研修医に説明するとともに、その結果に基づいて研修医が研修目標達成に近づくよう適切な助言・指導を行う。
3. 研修医は、2年次研修修了時に「最終自己評価表」を委員会に提出する。
4. 評価方法の詳細を、別に定める「愛媛生協病院 医師臨床研修評価に関する申し合わせ」に記載する。

第29条 研修システム・体制等の評価

1. 当院の地域における役割や機能、臨床研修病院としてのあり方
2. 研修プログラム
3. 研修管理体制

4. 研修指導体制

について、評価を行い、指摘された改善点に関して、研修管理委員会等で審議し、適切に対処する。

第8章 臨床研修の休止・中断および再開

第30条 臨床研修の休止・中断

1. 2年間の研修期間に、傷病、妊娠、出産、育児、その他の正当な理由で研修休止が必要になった場合は、研修期間の休日を除き、上限90日以内で認めることとする。
2. 委員会は、研修医が医師としての適性を欠く場合、病気その他の事由により長期間研修を欠く場合等、研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた研修に係る当該研修医の評価を行い、委員長に対し、当該研修医の研修を中断することを勧告することができる。
3. 委員長は、前項の勧告又は当該研修医の申出を受けて、当該研修医の研修を中断することができる。
4. 委員長は、研修医が研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して「臨床研修中断証」を交付し、臨床研修中断報告書および中断証の写しを地方厚生局健康福祉部医事課に送付する。「臨床研修中断証」には、当該研修医が研修を開始しおよび中断した年月日、研修を中断した理由、研修を中断した時までの研修内容および研修医の評価等の事項を記載する。

第31条 臨床研修の再開

研修を中断した者が、「臨床研修中断証」を添えて当院に研修の再開を申し出た場合には、研修修了を満たすために必要な研修科と研修期間を補足し、研修を再開することがある。研修を再開する場合には、研修再開の日から起算して1月以内に「臨床研修の再開の受け入れに係わる履歴計画書」を作成し、地方厚生局健康福祉部医事課に送付する。

第9章 臨床研修の修了

第32条 総合評価

委員会は、研修医の研修期間の修了に際し、指導医評価表、および研修医の「最終自己評価表」を基に、研修到達目標の達成度を総合評価する。

第33条 修了認定

1. 委員会が、研修医の研修期間の修了に際し、研修医が研修を修了したと認めるときは、委員長は当該研修医に対して「臨床研修修了証」を交付する。
2. 委員会が、研修医が研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書で通知する。
3. 研修修了の詳細は、別に定める「愛媛生協病院 医師臨床研修修了認定に関する申し合わせ」に記載する。

第10章 記録の保存

第34条 研修記録の保存

1. 委員長は、以下の研修記録を、研修修了または中断した日から5年間、帳簿や電子媒体を用いて保存する。保管は、医局内の施錠可能な場所で医局担当事務が日常的に管理し、研修関係者以外の閲覧制限や医局外持ち出し禁止等の対策

が厳しく守られるよう「個人情報の取り扱い」に十分注意を払う。

2. 研修記録は以下を基準的内容とする。
 - ①採用時書類（履歴書・契約書等）
 - ②研修プログラム
 - ③研修医会議事録
 - ④院内医師研修委員会議事録・資料
 - ⑤指導医会議事録・資料
 - ⑥研修管理委員会議事録・資料
 - ⑦面談記録
 - ⑧関連した学会・研究会・講演会などの記録
 - ⑨担当した愛媛医療生協支部・班での活動に関する記録
 - ⑩症例レポート・退院時要約
 - ⑪研修修了時書類（修了証等）

第 35 条 臨床研修修了者の把握

臨床研修病院の責任として、研修修了者の進路・就業状況等について、定期的に把握し、研修管理委員会に報告する。

第 11 章 附則

1. この規程は、2008 年 1 月 19 日から施行する。
2. この規程は、2008 年度採用の研修医から適用する。
3. この規程の改廃は、委員会で協議し、研修管理委員長が承認する。

愛媛生協病院 研修管理委員会規程

第1条 目的

「愛媛生協病院総合基礎研修プログラム」における卒後臨床研修を統括し、円滑に実施するために、愛媛生協病院研修管理委員会(以下、委員会という)を設置する。

第2条 審議事項

委員会は、以下に掲げる事項を審議する。

- ①研修プログラムに則った研修の実施及び管理
研修プログラムの作成・評価及び改定の検討
- ②研修医の全体的な管理
研修医の募集、協力施設への出向、研修医の処遇、研修医の健康管理
- ③研修医の研修状況の管理
- ④研修医の修了認定、中断及び再開に関すること
- ⑤指導医の指導管理
- ⑥「愛媛生協病院 医師臨床研修規程」の見直し
- ⑦当院の臨床研修病院としての役割・機能の見直し
- ⑧その他臨床研修に関する業務

第3条 組織

委員会は、以下に掲げる委員をもって構成する。

研修管理委員長、プログラム責任者、協力施設の研修実施責任者、委員(指導医)、外部委員、事務長、総看護師長、有識者(松山市医師会久米ブロック長・愛媛医療生協組合員理事)

第4条 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、愛媛生協病院長をもって充てる。
- (2) 委員長は委員会を招集し、プログラム責任者と協力し、会を運営する。
- (3) 委員長に事故があるときは、プログラム責任者がその職務を代行する。

第5条 議事

- (1) 委員会は、原則として年3回以上開催するものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- (2) 委員会は、外部委員を除く委員の過半数の出席者がなければ議事を開くことができない。
- (3) 委員会の議事内容を議事録に記録する。議事録は5年間保存する。

第6条 委員以外の者の出席

委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

第7条 雑則

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、2007年7月24日から施行する。

愛媛生協病院 院内医師研修委員会規程

第1条 目的

「愛媛生協病院総合基礎研修プログラム」での卒後臨床研修において、愛媛生協病院内の各部署および担当する愛媛医療生協支部での研修医評価を持ち寄り、研修過程の確認と課題の明確化を行うことを目的に、愛媛生協病院 院内医師研修委員会（以下、委員会という）を設置する。

第2条 審議事項

委員会は、以下に掲げる事項を審議する。

- 1) 研修プログラムに則った研修の実施及び評価
- 2) 研修医の全体的な評価
- 3) 研修医の研修状況の評価
- 4) 指導医の評価
- 5) 研修プログラムの評価
- 6) 臨床研修病院としての愛媛生協病院の評価
- 7) その他臨床研修に関する業務

第3条 組織

委員会は、以下に掲げる委員をもって構成する。

プログラム責任者、内科・家庭医療科指導医、研修医、医局担当事務、4階病棟看護師責任者、3階病棟看護師責任者、外来看護師責任者、検査室責任者、放射線室責任者、薬局責任者、医事課責任者、地域医療課長、愛媛医療生協支部代表者

第4条 責任体制

- 1) 委員会の責任者にはプログラム責任者を充てる。
- 2) プログラム責任者は委員会を招集し、会を運営する。

第5条 議事

- 1) 委員会は、原則として年3回開催するものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 2) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3) 議事録は5年間保存し、研修管理委員会に報告する。

第6条 委員以外の者の出席

プログラム責任者が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明または意見を聞くことができる。

第7条 雑則

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、プログラム責任者が定める。

附則 この規程は、2008年11月1日から施行する。

愛媛生協病院 指導医会規程

第1条 目的

「愛媛生協病院総合基礎研修プログラム」での卒後臨床研修において、研修過程の確認と課題の明確化を行うことを目的に、指導医会を設置する。

第2条 審議事項

指導医会は、以下に掲げる事項を審議する。

- 1) 研修プログラムに則った研修の実施及び評価
- 2) 研修医の全体的な評価
研修医の健康管理等
- 3) 研修医の研修状況の評価
- 4) 指導医の指導管理
- 5) 研修プログラムの評価
- 6) その他臨床研修に関する業務

第3条 組織

指導医会は、院内の全科の指導医代表をもって構成する。

第4条 責任体制

- 1) 指導医会の責任者にプログラム責任者を充てる。
- 2) プログラム責任者は指導医会を招集し、会を運営する。

第5条 議事

- 1) 指導医会は、原則として年3回開催するものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 2) 指導医会は、構成員の過半数の出席者がなければ議事を開くことができない。
- 3) 議事録は5年間保存し、研修管理委員会に報告する。

第6条 構成員以外の者の出席

プログラム責任者が必要と認めるときは、指導医会に指導医以外のものを出席させ、説明または意見を聞くことができる。

第7条 雑則

この規程に定めるもののほか、指導医会の運営に必要な事項は、プログラム責任者が定める。

附則

この規程は、2008年11月1日から施行する。